

個人情報保護法と調査業の関わりについて

令和3年11月

大阪市北区西天満3-13-18
島根ビルディング4階
小西法律事務所
弁護士 小西 憲太郎
(大阪弁護士会所属)

1 個人情報保護法とは

主に個人情報を取り扱う民間事業者の遵守すべき義務等を定める法律。

第1条 この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

探偵業法第8条 探偵業者は、依頼者と探偵業務を行う契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該依頼者に対し、次に掲げる事項について書面を交付して説明しなければならない。

三 探偵業務を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）その他の法令を遵守するものであること。

探偵業法第6条 探偵業者及び探偵業者の業務に従事する者（以下「探偵業者等」という。）は、探偵業務を行うに当たっては、この法律により他の法令において禁止又は制限されている行為を行うことができることとなるものではないことに留意するとともに、人の生活の平穏を害する等個人の権利利益を侵害することがないようにしなければならない。

※ 警察庁平成28年3月15日通達

「他の法令において制限されている行為」には個人情報保護法において制限されている行為等が該当する。

2 個人情報とは

(1) 個人情報

ア 個人情報とは

①生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別できるもの、または、②個人識別符号(2条1項)。

例) ①氏名

②住所、居所、電話番号、メールアドレス、生年月日、会社における職位又は所属に関する情報について、それらと本人の氏名を組み合わせた情報

③防犯カメラに記録された情報等本人が判別できる映像情報

④本人の氏名が含まれる等の理由により、特定の個人を識別できる音声録音情報

⑤特定の個人を識別できるメールアドレス

イ 個人識別符号とは

① 身体特徴系符号

ゲノムデータ、容貌、虹彩、声、歩行の態様、静脈、指紋または掌紋のうち、本人を認証することができるようにしており、個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの。

② 番号系符号

個人ごとの公的な番号。

例) パスポート番号等、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、個人番号(マイナンバー)、保険証等の記号・番号および保険者番号等、雇用保険証番号

ウ 個人情報取扱事業者の義務

15条～18条

(2) 個人データ

ア 「個人データ」とは

個人情報取扱事業者が管理する個人情報データベース等を構成する個人情報(2条6項)

イ 個人情報取扱事業者の義務

19条～26条の2

(3) 保有個人データ

ア 「保有個人データ」とは

個人データのうち、個人情報取扱事業者が開示、内容の訂正、追加又は削除、利用

の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有している個人データ（2条7項）

イ 個人情報取扱事業者の義務

27条～33条

(4) 要配慮個人情報

ア 要配慮個人情報とは

本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報。（2条3項）

イ 個人情報取扱事業者の義務

情報の取得、第三者への提供の各場面で、一般の個人情報よりも厳格な要件が定められている。（原則として本人の同意が必要）

3 個人情報取扱事業者とは

個人情報取扱事業者とは、「個人情報データベースなどを事業の用に供している者」（2条3項）

「個人情報データベース」とは、①特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの、②特定の個人情報を容易に検索できるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

→該当したら、個人情報保護法上の義務が課される。

4 プライバシーとの関係

- ・プライバシー：自己に関する情報をコントロールする権利。

→情報の内容や性質によって決まる。

- ・個人情報：特定の個人を識別することができる情報。

→形式的に決まる。

5 情報の取得

「個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。」（17条1項）

●指針

興信所業者は、依頼者の依頼に基づく対象者の個人情報の取得に当たって、盗聴器を使用するなどすべき調査方法が法令に触れるあるいは当該調査方法によって法令に触れる結果を生じることがないようにするため、必要な措置を講じること。

6 利用目的の特定

個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うにあたっては、利用目的をできる限り特定しなければならず（15条1項）、あらかじめ本人の同意を得ないままにその利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない（16条1項）。

●指針

興信所業者は、取得した対象者の個人情報を依頼者に報告する目的以外の目的で利用しないこと。

興信所業者は、依頼者における対象者の個人情報の利用目的を確認し、その利用目的が次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、対象者の個人情報を取り扱わないこと。

- ① 依頼者における対象者の個人情報の利用目的が社会的差別の原因となるものであるおそれがあるとき。
- ② 依頼者における対象者の個人情報の利用目的がストーカー行為等の規制に関する法律第2条の「つきまとい等」目的その他違法なものであるおそれがあるとき。
- ③ 依頼者における対象者の個人情報の利用目的が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第1条第2項の被害者の所在の調査の目的その他不当なものであるおそれがあるとき。

7 利用目的の通知等

個人情報取扱事業者は、利用目的をあらかじめ公表していない時には、個人情報を取得した場合に速やかに利用目的を本人に通知し、または公表しなければならない（18条1項）。

例外) ①利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

②取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合（18条4項）

●指針

興信所業者が対象者の個人情報を取得した場合において、「利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合（18条4項1号）」に該当し、その利用目的の対象者への通知等をしなくともよい場合としては、次の場合が考え得ること。

- ① 対象者が依頼者の配偶者である場合であって、当該対象者について民法第752条の義務その他の法令上の義務の履行を確保するために必要な事項について調査を行うとき。
- ② 対象者が依頼者の親権に服する子である場合であって、依頼者が当該対象者に関し民法第820条の権利その他の法令上の権利を行使し、又は義務を履行するために必要な事項について調査を行うとき。
- ③ 対象者が依頼者の法律行為の相手方となろうとしている者である場合であって、

当該法律行為をするかどうかの判断に必要な事項について調査を行うとき。

- ④ 依頼者が犯罪その他の不正な行為による被害を受けている場合であって、当該被害を防止するために必要な事項について調査を行うとき。

8 第三者への提供

(1) 原則

個人情報取扱事業者が個人データを第三者に提供する場合には、原則として本人のあらかじめの同意が必要（23条1項柱書）。

(2) 依頼者への報告

例外) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（23条1項2号）

(3) 警察、裁判所、弁護士会からの照会について

例外) 法令に基づく場合（23条1項4号）

9 開示請求（28条）

本人から事業者へ当該本人が識別される保有個人データの開示を請求できる（28条1項）。

これを受けた事業者は、非開示事由に該当しない限りは開示に応じなければならない（28条2項）

- 例外) ①本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
②個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合（28条2項）

10 訂正等請求

個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは当該個人データを遅滞なく消去するように努めなければならない（19条）。

●指針

興信所業者は、対象者の個人情報について検索することができるように体系的に構成した個人情報データベース等を原則として保有しないこと。

興信所業者は、対象者の個人情報について依頼者に報告したことにより利用目的を達成したときは、速やかに対象者の個人情報を破棄すること。

本人から、自己のデータの内容が真実でないという理由で、保有個人データの内容の訂正、追加、または削除を求められた場合に、個人情報取扱事業者は、保有個人データの訂正、追加、または削除を行わなければならない（29条）。

11 事例の紹介

浮気相手の女性の携帯電話の番号から、その女性の氏名、住所、通話、通信記録を携帯電話会社に照会して調査すること

- ・個人情報保護の必要性 vs 慰謝料請求の重要性
- ・携帯電話会社は、契約者の氏名や住所などを「個人データ」（2条6項）として保有している。

→個人情報保護法の適用を受ける。

ア 氏名、住所の調査

「法令に基づく場合」（23条1項1号）として、弁護士法23条の2に基づく照会が可能。

イ 通話、通信の内容

通信の秘密に該当する。

12 調査対象者等第三者の戸籍謄本、住民票等の取得

職務上請求： 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士は、受任している事件について、一定の要件のもとに戸籍や住民票の写し、戸籍附票の写し等の交付を請求することができる。

あくまで「受任している事件について必要がある場合」についてのみ。

①自己の権利を行使し、または自己の義務の履行をするために必要がある場合、②国や自治体の機関に提出する必要がある場合、③その他正当な理由がある場合、に限られる。